

60年分の感謝を込めて・・・



60年前、用賀からスタートした新聞販売。  
今日も皆様の元へ真心込めて配達しています。



1958年創業時の用賀店 用賀店 二子玉川店

朝日新聞・日経新聞・東京新聞・産経新聞 取扱

**ASA 用賀** 〒158-0097 世田谷区用賀 4-11-14  
TEL: 3700-6085

**ASA 二子玉川** 〒158-0094 世田谷区玉川 4-5-5  
TEL: 3700-6238

私たちは不動産コンサルティングのプロ集団です

### 不動産の悩みを解決する ワンストップサービスを提供

不動産のお悩みは、不動産の問題だけでなく、税務や法律面など、様々なことが絡み複雑です。当社のワンストップサービスなら、不動産に関する問題をトータルに解決することが可能です。私たちに、ぜひご相談ください。

#### お客様本位の不動産コンサルティング

<b>賃貸地の整理・権利調整</b>	<b>不動産有効活用</b>
<b>賃貸経営</b>	<b>不動産売買</b>
<b>相続対策・資産継承</b>	<b>不動産セカンドオピニオン</b>

株式会社 **市萬** ICHIMAN CORPORATION  
TEL 03-5491-5200  
FAX 03-5491-5255  
URL <http://ichiman.co.jp/>

代表者：代表取締役 西島 昭 資本金：3,000万円  
設立：平成11年9月28日 免許番号：東京都知事(4)第77902号  
本社：〒158-0097 東京都世田谷区用賀四丁目10番3号  
世田谷ビジネススクエアヒルズII6階

玉川だより 平成30年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作／玉川納税貯蓄組合連合会 広報部

電話 03(3700)4400



用賀のよっきー（用賀商店街ご提供）

# 玉川だより

第122号  
平成30年2月15日  
玉川納税貯蓄組合連合会

## 特集 用賀商店街振興組合

### 目次

平成29年度納税表彰式	2	東総連賀詞交歓会	9
表彰者の言葉	3	新春セミナー	10
納税表彰式祝賀会	4	電子申告利用・消費税完納推進宣言式典	11
中学生の「税についての作文」表彰		商店街ご紹介	
税についての作文	5～7	用賀商店街振興組合	12
委員会についての活動報告		ご近所ですこんにちは25	13
尾山台フェスティバル	8	ASA用賀(有)フィールド情報販売	
税を考える週間キャンペーン	8	税務署からのお知らせ	14～15
城南地区協議会	9	区役所からのお知らせ	16
		都税事務所からのお知らせ	17
		協賛企業広告	18～20



ご葬儀が  
終わった後に、  
ご家族の笑顔が  
見たいから・・・

清水葬儀社 用賀本店 都人材支援・私学共済指定店  
山手葬祭協同組合 加盟

www.shimizu-sogi.com/ 株式会社 **清水商店**  
世田谷区用賀 2-38-10

☎03-3700-3568

「よーがや」は地方の特産品を集めた食のセレクトショップです。



「よーがや」は食のセレクトショップ。青森県十和田市、岩手県陸前高田市、新潟県十日町市、和歌山県田辺市、長崎県南松浦郡新上五島町、福井県、富山県の旬の美味しいものや、まだまだ知られていない特産品が用賀で手に入ります。



「よーがや」の  
屋外スペース  
お貸しします。

**よーがや**  
☎03-6805-7378

東京都世田谷区用賀 4-12-14 島田ビル1F 真福寺前  
営業時間：10:00～18:00 定休日：日曜定休(お盆・年末年始は除く)





## 平成29年度 納税表彰式挙行される

平成29年11月16日(木)、東郷記念館(渋谷区神宮前)において、「平成29年度玉川税務署長納税表彰式」が挙行されました。

当日はご来賓の東京都世田谷都税事務所長をはじめ関係官庁並びに各税務協力団体から多数の方々のご臨席を賜り、天候にも恵まれ、厳粛かつ晴々とした式典となりました。

受彰されました皆様方は各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

### 受彰者

#### 玉川税務署長表彰受彰者

黒丸 晋 様  
小倉 好美 様  
佐藤 壽夫 様  
美山 義隆 様  
池田 晃康 様  
守屋 みゆき 様

#### 東京国税局長表彰受彰者 披露

安藤 武彦 様

#### 玉川税務署長感謝状受彰者

木村 栄 様  
吉川 文康 様  
山田 哲郎 様  
平山 武司 様  
石井 伸二 様  
渡邊 啓介 様

東京急行電鉄株式会社 二子玉川駅 様  
世田谷区立 尾山台小学校 様



## 玉川納税貯蓄組合連合会 受彰者の言葉

### 東京国税局長表彰受彰者

平成29年11月7日 KKR HOTEL TOKYOにて

監事 安藤 武彦 様



平成29年 東京国税局長納税表彰式

この度ははからずも受彰の栄に浴しました。これもひとえに、玉川税務署長をはじめ先輩諸氏ならびに会員の長年に亘る心温かいご指導ご支援の賜と深く感謝申し上げます。今後はこの榮譽に恥じる事のないよう一層精進して、僅かなりともご芳情に報いたいと存じます。誠にありがとうございました。

### 玉川税務署長表彰

常任理事 黒丸 晋 様



平成29年11月16日東郷記念館にて

受彰に際し、小原玉川税務署長はじめ先輩諸氏、ならびに会員の皆様のお力添えに感謝申し上げます。今後はこの表彰を心の支えとして、また心の糧として、表彰の榮譽に恥じぬよう、納税意識の高揚と啓蒙活動に頑張っていこうと思います。ありがとうございました。

### 玉川税務署長感謝状

平成29年11月16日東郷記念館にて

常任理事 木村 栄 様

受彰に際し、玉川税務署長はじめ諸先輩方、皆様方のお力添えに感謝申し上げます。今後も納税意識の高揚と啓蒙活動に努力していく所存です。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

### 世田谷都税事務所長感謝状

副会長 秋山 美奈 様



平成30年1月19日世田谷都税事務所にて

この度は、感謝状をいただき、心より感謝申し上げます。

まだまだ未熟ではございますが、皆様のご指導を頂きながら少しでも納税意識の高揚の活動にお役に立てるよう努力していく所存です。



## 納税表彰式祝賀会

厳かに執り行われた表彰式に続き、東郷記念館にて玉川税務懇話会主催の祝賀会が和やかに始まりました。玉川納税貯蓄組合連合会からは、東京国税局長表彰を安藤武彦様、玉川税務署長表彰を黒丸晋様、玉川税務署長感謝状を木村栄様が受彰されました。おめでとうございます。

会場内では、各団体の受彰者の方々と囲んでの記念撮影も華やかな一場面となりました。会場内も和やかな雰囲気の中、楽しいひと時を皆様と過ごし、名残惜しまれながらお開きとなりました。

広報部長 村上 妙



▲ 玉川税務署長と受彰者の皆様

おめでとうございます!



▲黒丸 様 (右)



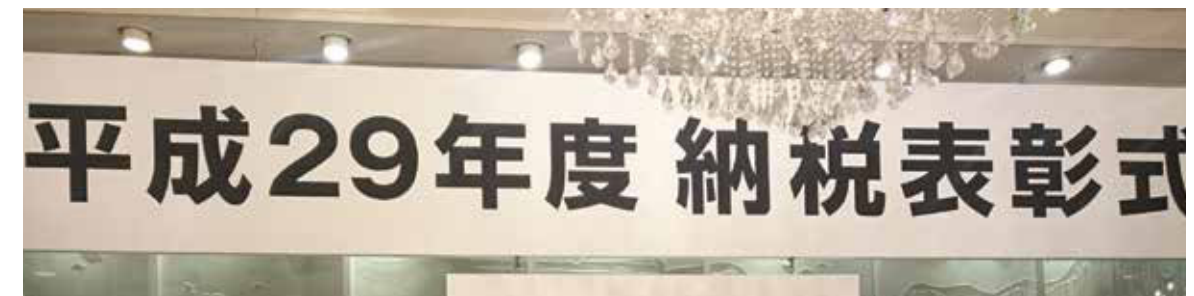
▲安藤 様 (左)

## 平成29年度中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、最も大切な事業活動の一つです。

私共も玉川税務署管内の10校から1,045編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、9月20日に選考会を開催し、39編の入賞作品が決定、年内に賞状及び副賞の贈呈をさせていただきました。なお、玉川税務署長賞などに入賞された一部の方々は、11月16日の納税表彰式で授与されました。また「税を考える週間」にあたり、上位入賞作品を玉川高島屋連絡地下通路と世田谷区中央図書館で展示させていただきました。また尾山台地区会館でも2月～3月中旬まで展示予定です。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所、東京税理士会玉川支部の皆様にご心より御礼申し上げます。



▲小川 様



▲栗花落 様

### 上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	鈴木 明日香	税金でつなぐ「いのち」	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
世田谷区立砧南中学校	松村 羽夏	未来への架け橋	東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立八幡中学校	高橋 調	公平な税金とは	東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立用賀中学校	小川 健	税金で支えあう僕たちの生活	玉川税務署長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	平地 織斗乃	私たちの未来と税金	玉川税務署長賞
世田谷区立深沢中学校	前原 拓実	税金とのかかわり	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
世田谷区立瀬田中学校	山根 結佳	暮らしを支える税	東京都世田谷都税事務所長賞
世田谷区立用賀中学校	栗花落 あかね	税について	世田谷区長賞
世田谷区立深沢中学校	工藤 珠由	支え合いの世界	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)



東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『税金でつなぐ「いのち」』 東京学芸大学附属世田谷中学校 鈴木 明日香

私は生まれた時、八七五グラムの未熟児だった。牛乳パック一本分より軽い体重で、予定日より三カ月も早く生まれてきた私は、その生まれた日から約四カ月の間、NICUにお世話になっていた。

NICUとは、新生児集中治療室の略称で、その名の通り早産などで生まれ、適切な処置が必要な新生児の治療をするところだ。聞いたところによると、多額の医療費が掛かるらしい。しかし、患者側は全く負担する必要がないという。これは、私も例外ではなかった。「未熟児養育医療制度」という制度が適用され、国と自治体が税金で負担してくれたのだ。新生児に関する費用はほぼ全額負担してくれていたため、母も安心して私の治療に専念することができたようだ。

幸運なことに、私はいまのところ障害もなくここまで成長することができた。それもこれも、医者や看護師の方々のおかげでありNICUのおかげであり、なにより税金のおかげだ。税金がなかったら、治療をうけられなかったかもしれない。もしかしたら私は今ここにいないかもしれない。そう考えると、本当に税というものの存在に感謝したいと思う。

先日、私の友達に妹が生まれ、その子は千グラムの未熟児だったと聞いた。無事税金で補助を受けてNICUに入院し、退院できたとき聞いた時は、自分のことのように嬉しく思った。

私が物を購入した時に支払った消費税や、父や母が働いて支払った所得税が彼女のために使われたのだと思い、人助けをしたような気持ちになったからだ。昔は物を買う度に支払わなくてはならない消費税の必要性が全く分かってなかったが、今なら分かる。税金は、国民のためにあるのだ。医療費も、学費も国民のためだ。お互い助け合って生きていく、人類の知恵だ。

税金は、様々なところで使われている。きっと誰もが、税金によって支えられているのだろう。

私も、税金のおかげで生きている人の一人だ。一五年前のある日、私が税金によって助かったように、きっと税金によって救える人はたくさんいると思う。だから、今度は私が、助ける番だ。私が税を納めて、誰かを救う番だ。

これからの日本の未来は、私たちに託されている。税金によって私たちの生活が支えられていると思えば、もっと違う気持ちで納税できるのではないだろうか。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『未来への架け橋』 世田谷区立砧南中学校 松村 羽夏

「税は納めなくちゃいけない。」この言葉を聞いてあなたは どう思いますか。「当たり前のことだろ。」と思うかもしれませんが。しかし私はこの言葉を聞いて少し疑問を抱きました。なぜ「税を納めたい」という気持ちになっていないのでしょうか。「納めなくちゃいけない」というと、とても自分からしようとしているようには聞こえません。では、なぜ「納めたい」ではなく「納めなくちゃいけない」と思ってしまったのでしょうか。

そこで私はなぜそう思ってしまった理由について自分なりに考えてみました。まず一つ目。税についてあまりよく分かっていないということです。私も夏休み前まで税について全く知りませんでした。私は中三の夏ではなく、中一、中二でも税についての勉強を取り組むのも大事だと思います。二つ目は、集めた税金を何に使うのか、何に使ったのか明確に具体的に国民に伝えるべきだと思います。「納めたい」と思っている人が少ないのは、自分自身の暮らしに反映されているという実感が持てないからという理由もあると思います。

しかし、実は税金は私達の暮らしにとても身近なものです。学校、図書館、交番、ごみ収集車など様々なことに使われています。私達中学生が使っている教科書も税

金によって支給されています。調べると、中学生は一年間に九十九万も税金を使っていることが分かりました。私は、それを知り税金を無駄にしているのは私たちのほうではないかと思いました。議員の方々が一番無駄使いしていると思いがちでしたが、本当は私たちの方が税金について知らなかったり税金に大切さを分かっていないほうが問題だと思います。教科書が税金によって支給されているのもこれからの日本を担っている私達への期待、そして応援によってです。私は、税金を納めてくださった見えない人に恩返しをするため、一生懸命勉強使用と思いました。

ここまで調べ、考えてきて一つわかったことがあります。それは、税というものは日本の全員をつなぐ大切なものということです。私は、税のおかげでまだ会ったことがない人ともつながっている気がしています。税金は「納めなくちゃいけない」ものです。ですがみんなが納めてみんなの生活を豊かにし、これからの日本を明るくしていくための大切なものです。「納めたい」と思うようになればもっともこの日本は輝いていくと思います。税は、みんなと未来をつなぐ架け橋といえるでしょう。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『公平な税金とは』 世田谷区立八幡中学校 高橋 調

消費税がまだ上がるというニュースを聞いた。この前五パーセントから八パーセントに上がったばかりなのにまた上がるという。私は消費税増税以外に世の中を良くする方法はないのかと考えた。

消費税は消費者が負担する税であり、個人の所得などには関係なくかかるものである。みんな同じだけ払う税金、と聞くと公平のように感じられるが、増税となると所得の低い人への負担が特に大きくなり、むしろ不公平になってしまうのではないかなと思う。

では消費税を上げずに他の税を上げることは出来ないのか。消費税とは逆に所得によって金額が決まる。所得が高い人から多くの税金を取ったところで生活が困難になるということも考えにくいし、贅沢を我慢する程度で済む話だ。しかし、所得の高い人の中には、お金があるから贅沢をしている訳ではなく、「贅沢」にお金をかけるためにたくさん働き、コツコツと貯めている人も多いと思う。逆にいえば、努力を怠ったことで所得が下がってしまった人も思うので、所得が高いからといって、一律に所得税を上げることも不公平だと思う。そこで私は、酒税やたばこ税などのような新しい税金が作られればいいと思った。

まず私は新しく出来そうな税金を調べてみた。すると、

独身税や贅沢税などが挙がっていた。独身税は特別な理由がないのに結婚しない人にかかる税であり、贅沢税は飛行機のファーストクラスを利用する人など、贅沢な生活をしている人にかかる税である。良い発想だと思う。しかし、これらの税には後々不公平な典が表れてくると思う。例えば独身税の場合は、無理にでも特別な理由を作ったり、嘘をついたりして課税から逃れようとする人も出てくると思う。贅沢税は所得税と似ていて、苦労した人が多く負担することになってしまうし、贅沢税を払う人は既に所得税を多く払っている人だと思うので、これ以上その人たちに税金を払わせる必要はないと思う。

もし私が新しく税金を作るなら、生活する上で無くても困らなく、趣味性の高いものにかかる税金を作りたい。例えば、たばこ税や酒税のように。最近でいえば、スマホゲームの課金税などがあると思う。ゲームはパチンコなどのギャンブルと同じで生活に必要でなく、収入に関係なく幅広く楽しませている娯楽であり、課金は個人の趣味であるものだからだ。

税金がなくては世の中が良くなることは少し調べれば分かった。私はとり公平に税が徴収され、世の中がもっと良くなれば良いと思う。





# 尾山台フェスティバル

平成29年10月21日(土)、22日(日)

第30回尾山台フェスティバルが、10月21日(土)22日(日)に尾山台駅すぐそばのハッピーロード尾山台にて開催されました。生憎の天気にもかかわらず多くの人が訪れ、美味しそうな食べ物や珍しいものが並ぶさまざまな模擬店や特設ステージは大盛況でした。



毎年参加している「玉川納税貯蓄組合連合会」ブースでは、開店前から買い求める人がいるほど人気な新瀧の手焼きせんべいと醤油の香りがたまらない磯辺焼きを販売しました。前回とは違う味が増えた手焼きせ

んべいは、品薄の商品も出るほどの人気。また、例年より寒かったこともあり焼きたての磯辺焼きも老若男女問わず大人気でした。

土曜日には雨の中、「イータ君」も応援に駆けつけてくれ、子供たちと一緒に尾山台フェスティバルを盛り上げてくれました。台風が近づくなかで開催も心配されましたが、無事大盛況のなか二日間を終えることができた。実行委員の皆様、ご参加、ご協力くださった皆様ありがとうございました。そして、寒い中ご来場くださった皆様、ありがとうございました。



ことができた。実行委員の皆様、ご参加、ご協力くださった皆様ありがとうございました。そして、寒い中ご来場くださった皆様、ありがとうございました。

広報部 松田麗

## 税を考える週間キャンペーン

平成29年11月9日(木)

等々力商店街でのPR

平成29年11月9日(木)午後2時より、等々力駅周辺商店街にて『税を考える週間キャンペーン』が行われました。毎年、玉川税務署・世田谷都税事務所・世田谷区役所・東京小売酒販組合玉川支部そして玉川納税貯蓄組合連合会が合同で行っているキャンペーンです。今回は等々力商店街振興組合の皆様のご協力のもと、等々力駅周辺の商店を3グループに分かれて戸別訪問し、e-Tax や eLTAX、マイナンバーについてのチラシや、税務署からのお知らせにデンファレの花束を添えて配布しました。



写真：小川祐一郎撮影

等々力の商店街は121号で特集しましたが、イメージキャラクター『とどろッキー』が大人気。色々なイベントも開催されるなど、とても元気な商店街です。そのイベントを企画、実行する等々力商店街振興組合の組合員の方々が先頭に立って商店街を案内してくださったので、訪れた商店の方々も、楽しそうに親切に対応してくださいました。戸別訪問からの戻りが遅かったグループは、立ち話に花が咲いたのかもしれないね。

皆様、ご協力ありがとうございました。 広報副部長 日吉清美

## 城南地区協議会

平成29年10月30日(月) 三茶しゃれなードホールにて

平成29年10月30日(月)、三茶しゃれなードホールにて、城南地区全10団体の連合会が幹事の北沢納連主導のもと集結し、城南地区協議会が開催されました。

玉川納連では、税務広報活動として、中学生による税の作文の玉川高島屋S・Cの地下通路の展示、年2回発行している『玉川だより』を報告しました。また、今回の議題である『東総連に期待すること』について、各署連に対しての魅力的な活動、PR活動のバックアップ、地域コミュニティの推進、青年部・女性部の活動の活発化を求めました。最後に東総連事務局からの事務連絡があり、次回幹事納連である渋谷納連会長の挨拶で無事閉会いたしました。



総務副部長 天沼尚之

## 東総連 新年会賀詞交歓会

平成30年1月15日(月) 上野精養軒にて

平成30年1月15日(月)、多数のご来賓をお迎えして、新年恒例の東総連主催 平成29年度納貯功労者表彰式・新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会が上野精養軒において、盛大に開催されました。

会場は150名ほどの参加者でしたが、玉川納税貯蓄組合連合会からは、秋山会長、東京国税局長表彰の安藤監事、納貯功労者として、宇田川女性部・小川青年部・天沼総務部・小館青年部の4名、計6名が出席致しました。



近藤会長の新年のご挨拶の後、ご来賓代表として東京国税局徴収部長 山下様、東京都主税局長 目黒様からのご祝辞を頂きました。

祝宴には各地区連合会長はじめ、組合の役員多数参賀の中、和やかな雰囲気の中に祝宴が進み、名残惜しい中での閉会となりました。

青年部長 小館洋



## 平成30年新春セミナー・懇親会

平成30年1月23日(火) 玉川総合支所(仮設庁舎) 二子玉川庁舎 第1, 第2会議室

平成30年新春セミナー・懇親会が玉川総合支所(仮設庁舎) 二子玉川庁舎 第1, 第2会議室にて行われました。

### 第1部 新春セミナー

講師に玉川税務署 小原清志署長をお迎えし、『相続税以前の相続税について』と題した講演をしていただきました。相続財産の多くを占めるのは土地だそうで、その評価のための路線価のお話では、日本で一番高い銀座鳩居堂前の官製はがき1枚分の土地の方が、二子玉川税務署の所在地1平米分より高いという、ため息の出るような例を挙げて説明してくださいました。相続にまつわる実例として、相続争いを繰り返した結果、お金では買えない絆を失ってしまったあるご家族のお話を、『家族が仲良くすれば相続税も安くなる!』『健康で、家族仲良く、長生きするのが一番の節税!』と締め括られました。番外編として、犬税や撮影税などの国内外の珍しい税のお話も出るなど、話題が尽きない楽しい講演でした。大変興味深いお話をありがとうございました。

### 第2部 懇親会

渡邊副会長の司会のもと、秋山会長の挨拶に続いて、来賓の方々のご挨拶、世田谷都税事務所長 土屋信三様の乾杯のお声で会は始まりました。立食形式のテーブルの周りでは、歓談されたり、名刺交換をされたりと、色々な職種の方々が交流を深めていらっしゃいました。恒例のお楽しみ抽選会では、沢山の景品の中から当選番号の品を探し出すのに苦労しましたが、当選者が自ら見つけたりと、混乱もまた楽しめました。前日の記録的大雪の影響で、周辺道路には凍った積雪が残っていましたが、大勢の方がご出席くださり、賑やかな会になりました。役員および幹事の方々には、ご準備から当日の進行まで、ご多忙の中、またお足元の悪い中ご尽力くださりありがとうございました。

広報副部長 日吉清美



写真:小川祐一郎撮影

## 「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典

平成30年2月9日(金) 芝信用金庫 尾山台支店会議室



平成30年2月9日(金)午後2時より芝信用金庫 尾山台支店会議室において、尾山台駅周辺の商店街と玉川納税貯蓄組合連合会による「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典が開催されました。

東京国税局管理運営課長 松本真也様、玉川税務署長 小原清志様はじめ署の方々、世田谷都税事務所長 土屋信三様、世田谷区財務部長 菊池弘明様、税務協力団体の会長が出席されました。

高野実行委員の司会のもと、木村実行委員長をはじめ、各商店街が合同で宣言を行いました。玉川納連では午前中に配布物の袋詰めを350袋用意して準備いたしました。尾山台の商店街を4つのグループに分かれ、各種グッズの個別配布を人気のイータ君と芝信用金庫キャラクターのシパワンと共に実施いたしました。

消費税の完納は私たちの重要な責務であります。明るく、住みよい地域社会を創り、健康で文化的な生活環境を守ることは、私たちが強く望むことであり、これを実現するために「税」は欠くことのできないものであります。この為、私たちは税について自ら正しく申告し、消費税を納期までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかけるキャンペーン運動、この活動の果たす意義と役割を益々推し進めていきたいと思っております。

広報部長 村上 妙



介護付有料老人ホーム

## アルタクラスセ 二子玉川



〈アルタクラスセ二子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

**0120-33-5943**

TEL : 03-5797-5144 FAX : 03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21

e-mail : altaclassoft@saint-care.com



セントケア 東京株式会社



# 商店街 ご紹介

## 『用賀商店街振興組合』



田園都市線 用賀駅は北口と東口と南口に分かれており、用賀商店街は現在、約 300 店舗加盟されている東京都で2番目、世田谷区で1番大きい商店街です。



「用賀」という街の名前の由来は、鎌倉時代、この地に瑜伽の修行場が開設されたことから、「ユガ」が転じて「ヨーガ」という地名となったと説があります。

渋谷から約12分、都心からの交通至便で閑静な住宅地として知られています。東京メトロ半蔵門線と相互直通運転を実施しており、都心へのアクセスは良好です。東名高速や首都高速のインター、環状8号線、国道246号が近いのも特徴、交通の利便性は世田谷区で屈指といえるでしょう。そして用賀駅と言えば、28階の高層タワー棟をはじめ、店舗や公共施設などが集まる「世田谷ビジネススクエア」が駅と直結しており、オフィスエリアとしても注目されています。砧公園、世田谷美術館、総合運動場、馬事公苑、そして駅から砧公園までは、遊歩道の「い



らかみち」と呼ばれる、百人一首の歌を刻んだ瓦の路面に敷き詰められた歌も風情があります。環境の良さからドラマ撮影などに使われています。

2020年オリンピック会場に決定した馬事公苑、用賀駅からシャトルバスも出ることが決まりました。そして、いらかみち、大山街道、美術館のインフラ整備計画があり、再開発も楽しみのひとつです。

用賀駅周辺は、きれいに区画整理された街並みが広がっており、落ち着いた雰囲気の中に地元の個人商店や大型スーパーなどが建ち並びます。駅を中心として店が立ち並ぶスタイルの商店街ですので、街のどこに住んでも買い物には困らない、とても暮らしやすい環境です。

なんといっても、とても活発な用賀商店街は、イベントや空きスペースの活用などを通じて活性化に取り組んでいます。くすのき公園での屋台村(4月・10月)、用賀サマーステージ(7月第3週水・木曜日)、用賀街バル(9月上旬)、地元の皆さんが楽しみにしているYOGAS地元誌は年2回発刊(6月10月)されています。そしてみんなに愛される大人気のマスコットキャラクター「よっきー」、かわいいだけの「ゆるキャラ」ではありません。よっきーがイベントや街中に繰り出すと大勢の人だかり！



「サンダル履きで買い物ができ、地元の方にまた明日も来てもらえるような商店街でいたい」そして飲食店、サービス業が元気になるような様々な工夫や企画をされています。防犯カメラ18台、街路灯116灯という安心、安全の楽しい街づくり、人が増える街であり続ける用賀商店街に目が離せません。

広報部長 村上妙

## ご近所です こんにちは

25

### ASA用賀 有限会社 フィールド情報販売



1958年創業、本年創業60年の歴史を井口社長に語っていただきました。



コンセプトは「かっこいい新聞屋」

創業者は先代社長井口宜寿氏26才の時に始まります。当時新聞の営業は、本当に大変な仕事であり評判の良く無い事もあったそうです。そんななか、現社長井口忠寿氏は小学校4年生の時から家業の新聞配達を手伝い、中学2年生まで続けられたそうです。

その後、大学を卒業し就職するも先代社長の病気をきっかけに家業を継承されることとなります。その時、新聞営業の悪いイメージを払拭し、従業員にも誇りをもって仕事をして欲しい、そんな思いから「かっこいい新聞屋」を目指す！と心に誓います。

まず手始めにされたのが、新本社ビルの建設。1996年に竣工。斬新なデザインは辺りの雰囲気も変え、おしゃれな商店街のシンボルとなっています。そして、2011年にグッドデザイン賞を受賞。社長始め関係された皆さんの熱い思いが結実した瞬間でした。このおしゃれなASA用賀の2階は、地域活性化と解放されており、各種イベント、講演会、趣味の教室にと広く使われています。(窓口は用賀商店街)

最近では、新聞を取らなくなっているお宅もありますが、実は地域住民の見守りの役も果たしています。留守の連絡がないにもかかわらず新聞が溜まっていると不審に思い、警察や地域のあんしんすこやかセンターに速やかに連絡を取ります。お陰で人命救助になったケースも多く報告されています。



SNSやインターネットの普及で新聞文化は失われつつありますが、やはり紙での情報伝達の良さ、この文化をいかに伝えて行くかを今後の課題としていますと、井口社長は語ります。紙の持つ優しさ、暖かさは格別なものです。高度な紙文化を持つ日本のこれは大きな課題といえるでしょう。

広報担当 副会長 廣部雅子

### ご近所メモ

#### ASA用賀 有限会社フィールド情報販売

所在地 東京都世田谷区用賀4-11-14

電話 03-3700-6085

公式HP <http://q-doc.jp/a0013340/>



アイデア募集!

紙で伝える情報文化を継承していきたい。

そのためのアイデアを募集中! 採用の方には、粗品進呈。



玉川税務署からのお知らせ

# 平成29年分確定申告

**申告・納税は期限内に！ 申告・納付期限は**

- 申告所得税及び復興特別所得税 → 平成30年3月15日(木)
- 贈与税 → 平成30年3月15日(木)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 → 平成30年4月2日(月)

**振替納税を利用すると！ 振替日は**

- 申告所得税及び復興特別所得税 → 平成30年4月20日(金)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 → 平成30年4月25日(水)

振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに、所轄税務署又は振替依頼先金融機関に口座振替依頼書を提出してください。  
確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の

## 申告書作成会場のお知らせ

※玉川税務署内に申告書作成会場はありません。

平成30年 **2月14日(水)** から  
**3月15日(木)** まで

※土、日及び祝日を除きますが、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場します。

**【受付】** 午前8時30分から午後4時まで  
(相談時間は午前9時15分から午後5時まで)

### ベルサール渋谷ファースト

渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー2階)

※会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※申告書作成会場は、3月に入りますと、大変混雑が予想されます。

# 医療費控除は 領収書が提出不要となりました

改正の  
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
“医療費控除の明細書”の添付  
が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

### 医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	2/18	■■■病院	診療	6,000円	①
	5/28	■■■病院	診療	3,400円	①
		▲▲薬局	医薬品	700円	②
国税花子さんが受けた医療	9/13	〇〇診療所	診療	3,300円	③
			医薬品	1,100円	

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏名 **国税太郎**

1 医療費通知に関する事項

医療費通知の有無	通知の有無	通知の届出の有無
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 医療費(上記1以外)の明細

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	700円
③ 国税花子	〇〇診療所	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	4,400円



2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■■病院	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	700円
③ 国税花子	〇〇診療所	③ 診療・治療(口内保険サービス ④ 医薬品購入)その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は  
**確定申告書等作成コーナーで!**  
「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー  
www.keisan.nta.go.jp





## 世田谷区役所からのお知らせ | 区税だより

区民の皆様から納めていただいている特別区民税（住民税）は世田谷区の財源の約半分を占めており、その貴重な税金は、区のさまざまな施策に有効に活用されています。  
また、法律により、都民税も合わせて賦課・徴収することが定められています。

### ◎ 特別区民税・都民税の納期限

平成30年度の特別区民税・都民税（普通徴収）の納期限は、

- ◇第1期 平成30年 7月 2日
- ◇第2期 平成30年 8月 31日
- ◇第3期 平成30年 10月 31日
- ◇第4期 平成31年 1月 31日 です。

### ◎ 便利な口座振替のご利用

特別区民税・都民税はご指定の預（貯）金口座から自動引き落としができます。

#### ◇振替方法

- ① 期ごと振替（年4回）
- ② 一年分まとめて振替  
（全期分を第1期の納期限に前納）

#### 《お問い合わせ先》

世田谷区役所納税課収納・税証明係  
電話：03-5432-2197

#### ◇申込方法

##### ① 区内金融機関（窓口）へ直接申込

通帳と届出印及び納税通知書をご持参のうえ、世田谷区内の銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行などの金融機関窓口を用意してある「口座振替依頼書（複写用紙）」にてお手続きください。

##### ② 区が金融機関の代行

納税課、各くみん窓口・各出張所に置いてある「口座振替依頼書（はがき）」に必要事項をご記入・押印のうえポストに投函すれば、区が代行手続きをします。

##### ③ 口座振替受付サービス

（世田谷区役所第1庁舎1階納税課窓口のみ）  
キャッシュカードだけで口座振替の申込ができます。ただしご本人確認のため、運転免許証やパスポート等の提示が必要になります。  
利用可能な金融機関についてはお問い合わせください。

※平成30年4月10日までにお申し込みいただきますと、平成30年度第1期分から引き落としが可能です。特別な事情がない限り、次年度以降も継続して引き落としします。

### ◎ 特別区民税・都民税の納税相談

災害・病気・事業不振などの原因により納付が困難となった方は、ご相談ください。

私たちのまち

#### 世田谷に「ふるさと納税」

#### 《お問い合わせ先》

世田谷区役所納税課納税相談係  
電話：03-5432-2208

#### ● ふるさと納税で区の財源が失われています

区民が他の自治体へふるさと納税すると、区の財源である税収が減ってしまいます。過熱する返礼品競争の影響などにより、本来、区に納められる住民税が他の自治体に流出し、平成28年度は16億5千万円もの財源が失われ、平成29年度では約31億円の減収を見込んでいます。このまま減収額が拡大していくと、区の行政サービスに影響が出る恐れがあります。

#### ● 世田谷区民の方も世田谷区にふるさと納税することができます

世田谷区在住の方が世田谷区に寄附を行う場合も寄附金控除の対象になります。寄附で支えあうまちづくりにご協力ください。目的に応じた寄附先を選べます。  
○子どもや子育て支援のために ○学校教育のために ○だれもがスポーツに親しむために ○姉妹都市交流や地域の国際化推進のために ○文化・芸術の振興のために ○みどりを守り増やすために ○福祉や地域福祉活動のために ○児童養護施設等を巣立つ若者の進学を支えるために ○区政全般のために

※世田谷区への寄附に関するお問い合わせは、区ホームページトップ画面右下部 **区への寄附のご案内** から詳細をご確認いただけます。【お問い合わせ先】世田谷区役所総務部総務課 電話 03-5432-2062

## 世田谷都税事務所からのお知らせ 都税だより

### 固定資産税・都市計画税の軽減制度



軽減制度の一部をご紹介します。なお、それぞれの要件を満たす場合に適用されます。東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）にも詳しく掲載しています。

#### 認定長期優良住宅に関する減額

**平成30年3月31日までの間に、認定長期優良住宅を新築したとき、新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに申告が必要です。**

新たに課税される年度から5年度分（3階建て以上の耐火・準耐火建築物は7年度分）、固定資産税額の2分の1（ただし、居住部分で一戸あたり120㎡相当分までを限度）を減額します。

#### 耐震化のための建替え又は改修をした住宅に関する減額・減免

**建替え：新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年の2月末までに申請が必要です。**

新たに課税される年度から3年度分、固定資産税・都市計画税について全額減免します。対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

**改修：改修工事完了後3ヶ月以内に申請が必要です。**

改修工事完了年の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）について、当該住宅の1戸あたり120㎡の床面積相当分まで、固定資産税・都市計画税について全額減免します。

#### 不燃化特区内において不燃化のための建替えをした住宅に関する減額

**建替え：新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年の2月末までに申請が必要です。**

不燃化特区内において、木造または軽量鉄骨造の家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物の住宅のうち、一定の要件を満たすものについて、新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免されます。

#### 【不燃化特区】

世田谷地区の不燃化特区：①太子堂・三宿地区②太子堂・若林地区③区役所周辺地区④北沢三・四丁目地区⑤北沢五丁目・大原一丁目地区



お問い合わせ先 世田谷都税事務所 固定資産税班 ☎03-3413-7117





みんなのために、ひとりのために

この街と生きていく



用賀支店  
TEL:(03)3700-7126(代)  
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

等々力支店  
TEL:(03)3701-1141(代)  
〒158-0082 世田谷区等々力2-32-11

玉川支店  
TEL:(03)3708-1281(代)  
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

あなたの街のパートナー

**共立信用組合**

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、  
地域の発展に奉仕する  
「社会貢献企業」  
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151(代)
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156(代)
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181(代)
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511(代)
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611(代)
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851(代)
駒沢支店 桜新町出張所	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541(代)

信頼の絆を大切にする 城南信用金庫

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

**SHIBASHIN**  
 **芝信用金庫**

尾山台支店 等々力2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>